

JIS

電力量計類通則

JIS C 1210-1979

(2006 確認)

昭和54年2月1日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

電気部会 電力需給計器専門委員会 構成表

氏名	所属
島崎辰夫	日本電気計器検定所東京試験所
杉原千隈	工業技術院標準部
西野治	工学院大学
松田泰	資源エネルギー庁公益事業部
猿渡彬	大崎電気工業株式会社埼玉工場
鈴木茂生	東京芝浦電気株式会社柳町工場
西田秀男	東光精機株式会社開発部
牧垣貢	富士電機製造株式会社松本工場
三橋和治	東光電気株式会社
和田宏康	三菱電機株式会社福山製作所
井村光男	東京電力株式会社配電部
植木久之	電源開発株式会社工務部
上山清治	関西電力株式会社営業室配電部
高田ユリ	主婦連合会
花見和夫	北海道電力株式会社配電部
平野繁	九州電力株式会社配電部
福山惇	中部電力株式会社営業配電室
細美篤史	電気事業連合会
山田和陽	王子製紙株式会社工務部
(専門委員) 日比野芳丸	日本電気計器検定所標準研究部
後藤三造	社団法人日本電気計測器工業会
(事務局) 村田照夫	工業技術院標準部電気規格課
平野由紀夫	工業技術院標準部電気規格課

主務大臣：通商産業大臣 制定：昭和 30.2.12 改正：昭和 54.2.1 確認：平成 6.12.1

官報公示：平成 6.12.5

原案作成協力者：社団法人 日本電気計測器工業会

審議部会：日本工業標準調査会 電気部会（部会長 山田直平）

審議専門委員会：電力需給計器専門委員会

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部標準業務課 情報電気標準化推進室（〒100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

電力量計類通則

C 1210-1979

General Rules for Electricity Meters

(1994 確認)

1. 適用範囲 この規格は、交流回路に使用する電力量計及び無効電力量計(以下、計器という。)並びにこれらの計器と組み合わせて使用する分離形の電力量、無効電力量及び最大需要電力表示装置(以下、表示装置という。)における一般的な共通事項について規定する。ただし、特殊用途又は特別の要求事項のある計器及び表示装置については、必ずしもこの規定によらなくてもよい。

備考 この規格は、次の規格の一般的な共通事項を規定したものである。

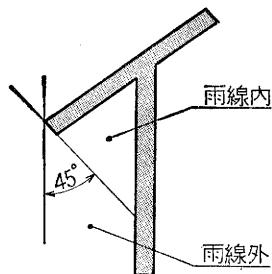
- (1) JIS C 1211 電力量計(単独計器)
- (2) JIS C 1216 電力量計(変成器付計器)
- (3) JIS C 1263 無効電力量計
- (4) JIS C 1281 電力量計類の耐候性能
- (5) JIS C 1283 電力量、無効電力量及び最大需要電力表示装置(分離形)

2. 用語の意味 電力量計類の規格で用いる主な用語の意味は、次のとおりとする。

- (1) **単独計器** 計器用変成器(以下、変成器といふ。)と組み合わせないで単独で使用する計器。
- (2) **変成器付計器** 変成器と組み合わせて使用する計器。ただし、変成器は含まない。
- (3) **発信装置付計器** 発信装置を備えた計器。
- (4) **普通耐候形計器** 屋外の雨線内又は屋内で使用することができる耐候構造とした計器。
- (5) **強化耐候形計器** 雨線外で使用することができる耐候構造とした計器。
- (6) **雨線内** 建造物の屋外側面において、のき、ひさし又はこれらに類するものの先端から鉛直に対して建造物の方向に45°の角度で下方に引いた線から内側の部分。
- (7) **雨線外** 建造物の屋外側面において、のき、ひさし又はこれらに類するものの先端から鉛直に対して建造物の方向に45°の角度で下方に引いた線より外側の部分。

備考 雨線内及び雨線外は、図1のとおりである。

図 1



- (8) **パルス合成方式** 2回路又は4回路までの多回路において、各回路の電力量又は無効電力量をパルス数に変換した後、パルス合成器を用いて総合計量する方式。

引用規格: JIS C 1211 電力量計(単独計器)

JIS C 1216 電力量計(変成器付計器)

JIS C 1263 無効電力量計

JIS C 1281 電力量計類の耐候性能

JIS C 1283 電力量、無効電力量及び最大需要電力表示装置(分離形)

JIS C 8306 配線器具の試験方法